



熊本県公報

第12692号

平成30年1月30日(火)

(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
- 指定障害福祉サービス事業者の指定取消…………… (障がい者支援課) 2
- 道路の使用開始…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… (") 2

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 3
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 3
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 3
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 4
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 4
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 5
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 5
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 5
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 6
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 6
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 6

登 載 依 頼

- 熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 7
- 平成29年度熊本県環境審議会水保全部会の開催…………… (環境審議会) 8
- 熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程…………… (労働委員会) 8
- 熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則…………… (教育政策課) 9
- 個人情報の保護に努めるべき県出資法人等の廃止…………… (") 9

正 誤

- 平成24年3月31日熊本県人事委員会訓令第1号(熊本県人事委員会行政文書管理規程)中…………… (人事委員会) 9

告 示

熊本県告示第75号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ビューマンシステム	訪問看護ステーションNoah	菊池市泗水町吉富210-60	平成30年2月1日	訪問看護

熊本県告示第76号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成30年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ヒューマンシステム	訪問看護ステーションNoah	菊池市泗水町吉富210-60	平成30年2月1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第77号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定により次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法第51条の規定により公示する。

平成30年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	取消年月日
就労支援センター せせらぎ 人吉市相良町955-1 ケインハイツ1F	中畑姉妹合同会社 人吉市蓑野町176番地 中畑冴子	就労移行支援 就労継続支援A型	平成30年2月28日
就労支援センター せせらぎ 錦事業所 球磨郡錦町一武2747-1	中畑姉妹合同会社 人吉市蓑野町176番地 中畑冴子	就労継続支援A型	平成30年2月28日
就労支援センター せせらぎ あさぎり事業所 球磨郡あさぎり町免田西 字五本松2664番地16 球磨郡あさぎり町免田西 字五本松2659番地	中畑姉妹合同会社 人吉市蓑野町176番地 中畑冴子	就労継続支援A型 自立訓練（生活訓練）	平成30年2月28日

熊本県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年1月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	氷川八代線	八代郡氷川町大野字中ノ間 892番2地先から 同所 892番2地先まで	40.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成30年1月30日

熊本県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年1月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名立花線	玉名郡和水町内田字和仁石 2273番地先から 同所 2268番2地先まで	前	5.5 ～ 34.0	210.3	活力基盤
			後	13.2 ～ 103.0	210.3	

2 区域を変更する期日 平成30年1月30日

公 告

熊本県公告第64号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
人吉市瓦屋町字瓦屋1217番1、同1217番2、同1217番3、同1217番4、同1205番2及び水路の一部
3,890.48平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
人吉市下城本町1428番地1
有限会社シーアンドシー

熊本県公告第65号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成30年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥 第145 2号	生石灰	30.0 苦土 生石灰	アルカリ分 : 100.0 く溶性苦土 : 30.0	該当なし	有限会社谷脇石 灰工業所 熊本県宇城市松 橋町曲野330 5-4	平成36年 1月18日

熊本県公告第66号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年1月30日から同年2月13日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
株式会社タナカ農産	八代市千丁町太牟田	八代市千丁町太牟田字甘竹153番1ほか3筆
福嶋 豊	八代市千丁町太牟田	八代市千丁町太牟田字甘竹159番
稲津 秀憲	八代市鏡町内田	八代市鏡町内田字参番割1339番3ほか1筆
丸尾 憲遵	八代市日奈久大坪町	八代市催合町字積上東割80番1ほか2筆

株式会社下先農産	八代市千丁町吉王丸	八代市興善寺町字平石46番ほか2筆
米田 豊喜	八代市沖町	八代市井揚町字式番割2882番
福永 義治	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3123番4

2 申請年月日
平成30年1月17日

熊本県公告第67号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
山本 憲夫	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町黒川字三角1489番1ほか2筆
森崎 晃成	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町御所字下平原4884番2ほか2筆
榊 和秀	上益城郡山都町黒川	上益城郡山都町黒川字上陣内692番2
小田原 一八	上益城郡山都町黒川	上益城郡山都町黒川字脇292番
堀 治志男	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町御所字上平原4792番1ほか1筆
田上 信幸	上益城郡山都町黒川	上益城郡山都町御所字下平原4861番1ほか1筆
守屋 研一	球磨郡錦町木上北	球磨郡錦町大字木上西字茶園935番ほか2筆
田中 克知	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字西字堂ノ下2241番1ほか1筆
村田 輝幸	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字多良原2477番ほか3筆
西嶋 保喜	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字新替806番1ほか1筆
株式会社大泉龍寺	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字赤坂3233番ほか14筆
平川 雅智	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字入口545番23ほか4筆

2 認可年月日
平成30年1月23日

熊本県公告第68号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
西岡 敏春	上益城郡嘉島町上六嘉	上益城郡嘉島町大字上六嘉字鈴町1042番1ほか4筆

2 認可年月日
平成30年1月23日

熊本県公告第69号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
奥村 誠也	熊本市南区城南町宮地	熊本市南区城南町宮地字鬼熊641番1ほか1筆
農事組合法人熊本すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町六田字取立1044番

2 認可年月日

平成30年1月23日

熊本県公告第70号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人ドリームファームとよみず	玉名市宮原	玉名市千田川原字落口126番1
米村 哲也	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町鍋字芝洲1332番1ほか1筆
大仁田 秋壽	玉名市大浜町	玉名市大浜町字開ノ内1207番37
福村 信悟	玉名市大浜町	玉名市大浜町字末廣開4095番1
垣田 吉穂	荒尾市荒尾	荒尾市荒尾字笹尾2119番4
池田 松治	玉名郡和水町中和仁	玉名郡和水町中和仁字西山904番5
松岡 伸幸	菊池市七城町水次	菊池市七城町水次字泉水田168番ほか4筆
小林 東洋一	菊池市原	菊池市下河原字日向5052番1ほか1筆

2 認可年月日

平成30年1月23日

熊本県公告第71号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
釜 大輔	葦北郡芦北町女島	葦北郡芦北町大字湯浦字筒井川888番ほか2筆
農事組合法人米田生産組合	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字豊岡字甲田592番ほか3筆
山下 早男	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字豊岡字中洲813番
森田 茂	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字豊岡字長傳寺752番

2 認可年月日
平成30年1月23日

熊本県公告第72号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人ファーム吉田	上益城郡甲佐町吉田	上益城郡甲佐町大字吉田字吉田第二397番4ほか25筆
農事組合法人ファーム吉田	上益城郡甲佐町吉田	上益城郡甲佐町大字吉田字吉田第一363番4ほか25筆
田上 安幸	上益城郡甲佐町横田	上益城郡甲佐町大字仁田子字土中1110番ほか1筆
農事組合法人津志田	上益城郡甲佐町津志田	上益城郡甲佐町大字津志田字三反田233番

2 認可年月日
平成30年1月23日

熊本県公告第73号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
灰塚農事組合法人	菊池郡大津町灰塚	菊池郡大津町大字室字猫尾438番ほか99筆
濱崎 健	葦北郡芦北町田浦	水俣市袋字桜木迫2573番123ほか6筆
嶋本 繁樹	葦北郡芦北町田浦	水俣市袋字鳥越2501番209
平松 辰弘	水俣市幸町	水俣市袋字鳥越2501番209
天野 浩	水俣市石坂川	水俣市石坂川字前平326番75ほか7筆
株式会社山並ファーム	天草市倉岳町浦	天草市倉岳町浦字永田1307番
大新牧場森岡畜産合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字丸山ノ前251番3
農事組合法人美農里かわうら	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字上新田1792番5

2 認可年月日
平成30年1月26日

熊本県公告第74号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年1月30日から同年2月13日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
加来 雄三	熊本市北区龍田	阿蘇郡高森町大字津留字下ノ津留33番ほか6筆
尾方 旭	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字沼1725番1ほか1筆
尾方 旭	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字田島370番2ほか12筆
小田 一男	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字原村1929番ほか1筆
原 孝一	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字原村1959番1ほか1筆
田原 賢一	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字砂田234番3ほか1筆
大石 萬	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字田島375番1ほか2筆
農事組合法人多良木のびる	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字多良木字鑑4249番ほか1筆

2 申請年月日
平成30年1月18日

登載依頼

熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年1月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第1号

熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成13年熊本県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。
（条例第2条第4号の実施機関が定める記述等）

第1条の2 条例第2条第4号の実施機関が定める記述等は、次の各号のいずれかに該当する事項を内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第17条及び第18条を次のように改める。

第17条及び第18条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の次に1条を加える改正規定は、熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年熊本県条例第43号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

熊本県環境審議会水保全部会公告第1号

熊本県環境審議会水保全部会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。
平成30年1月30日

熊本県環境審議会水保全部会長

- 1 開催日時
平成30年2月6日（火）
午前9時30分から午前11時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中心区水前寺一丁目33番18号
水前寺共済会館グレースシア 2階 鳳凰II
- 3 議題
平成30年度熊本県公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について
その他
- 4 傍聴者の定員
6名
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、水保全部会長の許可を得たうえで、会場に入ることができる。
（2）傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会水保全部会事務局
（熊本県環境生活部環境局環境保全課水質保全班 電話096-333-2271）

熊本県労働委員会告示第1号

熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成30年1月30日

熊本県労働委員会会長 原 村 憲 司

熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程（熊本県労働委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

- 第1条の次に次の1条を加える。
（条例第2条第4号の実施機関が定める記述等）
- 第1条の2 条例第2条第4号の実施機関が定める記述等は、次の各号のいずれかに該当する事項を内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。
- (1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。
ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
 - (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
 - (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
 - (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
 - (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
- 附 則
この規程は、熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(平成29年熊本県条例第43号) 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月30日

熊本県教育長 宮尾千加子

熊本県教育委員会規則第1号

熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則(熊本県教育委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(条例第2条第4号の実施機関が定める記述等)

第1条の2 条例第2条第4号の実施機関が定める記述等は、次の各号のいずれかに該当する事項を内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう

精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第17条及び第18条を次のように改める。

第17条及び第18条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の次に1条を加える改正規定は、熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成29年熊本県条例第43号)附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

熊本県教育委員会告示第2号

平成16年6月16日熊本県教育委員会告示第5号(個人情報の保護に努めるべき県出資法人等の指定)は、廃止する。

平成30年1月30日

熊本県教育長 宮尾千加子

正 誤

平成24年3月31日熊本県人事委員会訓令第1号(熊本県人事委員会行政文書管理規程)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
143	47	読み替えるものとする。	読み替えるものとする。
143	67	第10条第4号の	第11条第4号の
143	68	第10条第5号の	第11条第5号の
144	18	管理規則別表に基づき、分類し、	管理規則別表を分類し、